

工事請負契約後に請負業者が着手しないまま倒産した

相談 内容	<p>住宅のキッチンの改修を近くの工務店と契約して、工事費を保証金の名目で全額支払ってしまったが、その後工事に着手しないまま、その工務店は倒産してしまった。</p> <p>工務店の代表者の妻が連帯保証人となっており、支払った保証金を分割で返金することとなったが、返金が最近滞っている。工事がまったく行われていないことから、支払った工事費用（保証金名目）は全額返戻してもらおうのが当然と考えているが、今後、連帯保証人が支払わない場合はどのような手立てがあるか。</p>
回答 内容	<p>請負業者側の連帯保証人が業者の妻というケースは一般的には考えられないケースです。工事請負契約において、相互に連帯保証人を立てる場合と立てない場合がありますが、このこと自体は互いに了解すれば自由です。一般に工事請負者側の連帯保証人の意義は、工事の完成を保証することです。相談のケースでは、「不当利得」の返還を個人が行っているといったことかと思いますが、請負契約書にそのような記述が成されることはないと考えられ、連帯保証人であれば当然の義務となりますが、今回のケースは請負業者の代表者の妻が契約書とは別に信義則に基づき返済しているものと思われます。</p> <p>また、「倒産」の定義は明確にはなく、法的倒産手続には、破産、会社更生、民事再生などがあり、「倒産」がどれに該当するかによって手続きが異なります。そのため、何が原因で倒産したかを確認しなければなりません。意図的な計画倒産である場合は、不当利得として、返還する債務には利息も含まれ、損害賠償請求も可能であるなど取り扱いが異なります。</p> <p>一般に工事途中で（今回のように着手前に）、このような事態が起こってしまったら、工事が停止し、請負契約そのものが破産管財人によって処理されることとなります。破産管財人は、工事を続行し、工事代金の支払いを受けるべきか、契約を解除すべきかを破産会社の財産状態を中心に判断しますが、請負契約が解除されるのが一般的です。</p> <p>一方、注文者は、この契約を解除できるかが問題となりますが、判例では法的解釈として、注文者からの解除を認めていません。</p> <p>そこで、注文者は、破産管財人が選任されたら早急に工事継続を催告するのが得策です。契約が解除された場合には、支払った前払い金の返還を管財人に対して届出ますが、一般に債権額や債権者数などのから全額配当を受けるのは不可能といえます。</p> <p>【不当利得とは】</p> <p>正当な理由（法律上の原因）なしに他人の財産または労務によって財産的利益（利得）を受け、これによって他人に損失を及ぼすこと（民法 703）。利得者は損失者に対してみずからの受けた利得の返還義務を負う。その返還義務は当事者の意思表示の効果として生ずるのではなく、さらに人の行為の結果生ずるわけでもない。返還の範囲は、利得者の善意、すなわち法律の原因のないことを知らない場合は、現に利益の存する限度（現存利益）を損失者に返せばよい(703条)が、悪意の場合は、利得の全部に利息をつけて返さなければならない、さらに損失者に損害があれば、その賠償もしなければならない(704条)。</p>